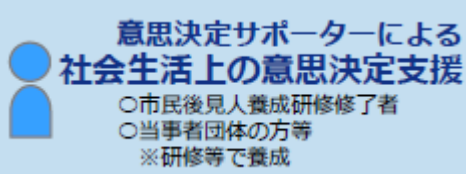


意思決定支援サポーターについて



【八尾市における意思決定支援サポーター】

- ・市民後見人バンク登録者
- ・市民後見人 OB など(市民後見人活動終了者)

【基本的な考え】

- 本人と同じ生活者の視線をもつ地域住民や当事者が、本人の生活状況や金銭管理サービスの提供状況を見守り、社会生活における意思決定を支援することで、安心して意思形成、表明ができるよう支援する。
- 本人との間に信頼関係が構築されていることが意思決定支援の基盤となるため、社会生活における意思決定支援の場面だけでなく、日頃から丁寧なコミュニケーションをとり、関係性を構築する。



定期的な訪問等を通じ、同じ市民目線に立って本人が生活するうえで希望すること、困っていることに耳を傾け、本人の意思決定支援を行う際の、後押しをする役割を担う。

【対象者について】

- ・日常的な買い物は出来るけれど、ややこしい手続きや将来のことに不安がある方(認知機能の低下が程度)
 - ・身寄りのない、または親族が遠方にいる単身高齢者
- 上記、2つともに該当する方



【主な役割・機能等】

① 定期的な訪問を行う。

① 月2回程度の訪問を行い、本人がどのような生活をしているのかを聞きとる。

生活状況を把握し、生活の希望されることの後押しを行う。

② 本人に寄り添い、生活の中での困りごとや、どこでどのように暮らしていきたいか等の本人の思いに寄り添う。

③ 訪問を通じ、適切なサービスや制度利用の必要性を感じた際は、市または社協へ相談する。

※通常、ヘルパーが行うような介助行為や法的に認められていない契約行為等は行わない。

②金銭面での確認を行う。

①お金の使い方についても一緒に考え、確認をする。

具体的には、本人の預貯金通帳を本人と一緒に確認することで、適切にお金が使えているかをチェックする機能もある。

②確認のポイントとしては、消費者トラブルにあっていないか？高額な出金がないか？等日々の生活に変化がないかを確認する。

※注意点

- ・直接的な金銭の取り扱いや管理は行わない。
- ・預貯金の引出しや物品の購入について、本人不在のなか、単独で行わないこと。
ただし、日用品の買い物について本人が強く希望する場合や、本人がいる状況下での代筆や代金を支払う場合等で合理的配慮を行う場合は、市や社協へ相談する。

③「意思決定支援について」



- ・「自分らしい暮らしの支援」をサポートするため、本人の意向に寄り添いながら本人の意思を最大限に尊重した暮らし方、生き方になっているかどうかを常に意識して活動する。
- ・普段の様子を見るため、地域のイベントや社会活動や金融機関での手続きの同行をすることがある。
- ・本人が第三者に希望を伝えられるよう、イメージが付かない場合は、選択肢を絵や写真を用いながら工夫をし、意思決定を支援する。

※本人の意思を尊重し、寄り添い支援を行うこととし、サポーター単独での判断や契約等を認めるものではない。なお、契約行為における本人同席のもとでの本人の名前の代筆は認める。
しかし、本人の判断や選択が重大な影響を及ぼす場合はチームで検討する必要もあるため監督機関へ早急に相談をする。



④ 記録・報告について

- ・活動を記録し、月1回監督機関に報告する。

なお、活動記録については、その時の本人の状況やコミュニケーションをとる中で分かった本人との会話やエピソードを記録する。生活面や金銭面での変化も記入する。

- ・活動を行う中で疑問や困りごとが生じた場合は、サポーター1人で対応しようとせず、監督機関への報告・相談を随時行う。

【その他】

○支援に至るまで

- ・本人が権利擁護センターに相談し、訪問・調査・審査等を市と連携の上行い、意思決定支援サポーターとマッチングし、本人と協議の上、サービス内容・利用回数等の計画書を作成して支援を開始する。



作成(R4.10.21)

八尾市健康福祉部 地域共生推進課

八尾市社会福祉協議会 権利擁護センター